

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目 次

止する件

○県外の区域からの家畜等の移入の

禁止の指定を解除する件
○県外の区域から家畜等の移入を禁
止する件を廃止する件

○県外の区域から家畜等の移入を禁
止する件を廃止する件

告 示

福島県告示第百五号の二
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。
平成二十三年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域
家畜伝染病の家畜等の移動の制限(平成二十二年宮崎県告示第百九号の一)の三に

掲げる区域

(畜産課)

福島県告示第百五号の三

福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第十条の規定により、平成二十三年二月二十三日付けで行つた高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜等の移入の禁止の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年三月一日

一 移入の禁止の指定を解除する家畜等の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入の禁止の指定を解除する県外の区域
愛知県内の次に掲げる区域
平成二十三年愛知県告示第七十九一二号の四に掲げる区域

平成二十三年三月二日

(畜産課)

福島県告示第百五号の四

次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十三年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 県外の区域からの家畜等の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第三十六号)

二 県外の区域から家畜等の移入を禁止する件(平成二十二年福島県告示第八十四号の三)

(畜産課)

福島県知事 佐藤 雄平